

## 現場代理人の兼務申請手順について

- 1 . 受注者は、様式1により兼務を希望する発注担当課に対して申請を行います。
- 2 . 申請を受付した発注担当課は、特記仕様書の内容により兼務の緩和要件について審査を行います。（なお、受注者の現担当工事と兼務希望工事の担当課が異なっている場合は、担当課間で兼務の可否について協議検討を行います。）
- 3 . 申請を受付した発注担当課は、承認についての可否を速やかに回答します。  
なお、承認しない場合はその理由を付して回答を行います。